

## 第2回 人権施策推進会議議事録

開催日時 令和5年11月20日(月) 14時30分から17時まで

開催場所 横須賀市消防局庁舎 災害対策本部室

### 出席者

【委員】 飯田美江子、石坂千恵子、権瓶伸夫、角井駿輔、中丸妙子、  
西村 淳、早坂公幸（敬称略、50音順）

【欠席者】 なし

【傍聴者】 1名

【説明員】 こども家庭支援センターこども給付課 佐藤課長、田辺課長補佐

【事務局】 市長室 井上室長

人権・ダイバーシティ推進課 杉山課長、小林係長、岩崎主任

---

委員 7名中 7名が出席

### 1 開会

- ・市長室長挨拶
- ・職員紹介
- ・会議テーマについて
- ・資料確認

### 2 議事

#### (1) 担当課からの事業説明

- ・こども給付課長より『ひとり親家庭等への自立支援の取り組み』について資料1および資料2により説明を行った。

委員長

- ・ここまでの説明で質問があればお願いしたい。

委員

- ・18歳未満の青少年が望まない妊娠、出産をしたときの児童扶養手当はどのように支給されているのか。出産者の親に養子縁組をしてそこで支給されると聞いたこともあるがいかがか。

説明者

- ・児童扶養手当の支給については、そのこどもを誰が養育しているかによるが、例えば出産者の母親が養育しているのであれば、その方を対象に児童扶養手当の支給となる。

## 委員

- ・本人が養っていれば、その本人に支給されるということか。

## 説明者

- ・そのとおり本人への支給となる。

## (2) 関係者(支援団体)からのヒアリング

### 関係者

- ・2009年の4月に任意団体として発足し、2023年2月にNPO法人となった。
- ・ひとり親を対象として、未婚でもよいし、祖母が育てていて孫でもよい、父子も含めて、みんなで集まり何か話をしたり、イベントをしようということで集まった団体である。
- ・現在は、ひとり親支援、こども若者支援、食料支援、相談・アドボケイトという事業を行っていて、情報発信のツールとして公式LINEやSNS等を活用している。
- ・ネットワーキングとしてシングルマザーサポート団体全国協議会に所属している。県内で同協議会に加入して活動しているのは当団体だけであり、県内のひとり親家庭の支援も担っている。
- ・ひとり親で不登校のお子さんを育てていて仕事もできず困っているというような声があり、多様な学びプロジェクトも始めた。そのような活動を続けていく中で、こどもたちが大きくなり、だんだんとボランティア的に保育などにも携わってもらおうといったつながりもできてきている。ひとり親家庭の支援だけでなく、こども若者支援という役割も担っているのだと感じているし、こどもの意見というのがかなり大きいということにも気づかされた。
- ・公式LINEは現在223名が登録していて、イベントの周知などの情報発信だけでなく、個人チャットやメールでの相談対応も行っている。
- ・生活が厳しいという相談や、こどものこと、元配偶者との関わりや面会交流のこと、親権のことなどの相談を受けるが、その中でも多いのが元配偶者から養育費を減らしてほしいという連絡を受けてどうしたらよいかという相談である。適宜弁護士へとつなげている。
- ・その他にも、精神的に参ってしまい家事も育児もできないといった相談もある。定期的に10世帯ほどアウトリーチを行っていて、「最近どう？」といった声かけをするような活動も行っている。
- ・父子家庭交流会は、団体立上げ時に父子の方がいたこともあって長年行っている活動である。今では孫がいたりする方もいるが、当時の話も含めて、今も継続的に参加してくれている。この活動に新たに参加するお父さんたちも仲間感覚ができて、お互い連絡先を交換して今もやり取りを続けているようである。

- ・外国人との離別法律相談会は、現在こども給付課で行うようになったことから当団体では行っていないが、相談があった時には適宜こども給付課へとつないでいる。
- ・コロナも落ち着き、こども食堂やお料理会、夏は小学校のプールで遊ぶといったイベントも行っている。
- ・横須賀市からは、ひとり親家庭交流会とひとり親家庭指導講座の2つの事業の委託を受けている。
- ・ひとり親家庭交流会は、年12回でほぼ月に1度、季節のイベントなどを意識して行っている。テーマによって来る方や、ここに来れば誰かと話ができるからとふらりと来る方もいる。特に最近は市内で様々なイベントが行われているのでイベントが重なってしまうことが悩みである。
- ・家庭指導講座は、しつけや育児といったテーマと地域課題というテーマの2つで、それぞれ学び、考え、生きていくための知識や災害への対策、ファイナンシャルプランなど、学びもあればリフレッシュをしてまた頑張れるという時間を作れるよう取り組んでいるものである。
- ・それ以外にも自主事業やその時々で助成金をもらいながら様々な事業を行っていて、マイクロソフトのGSI事業もその一つである。エンパワーメントプログラムは伴走支援として、自立したいと思っても一人ではなくじけてしまったり、不安になってしまうが、同じ志や同じ境遇の人たちと一緒にいることは必要なことである。そのことで伸びる方もいるので、費用も労力もかかるプログラムだが今後も続けていく予定でいる。
- ・エクセルやワードができるだけではすぐに就職にはつながらない。「ひとり親はこどもの具合が悪くなると休む。」と言われて面接も難しかったり、その言葉に心が折れてしまうといったこともある。リモートワークの入門講座を行い、エンパワーメントの要素やクラウドを扱うといったICTスキルを身につけながらそのあたりの自信も付けていくということも行っている。
- ・インターネットが怖くて苦手だという人が多く、ひとり親は情報弱者だと言われることが多い。確かにインターネットを見る時間も少ないし、ニュースを知れば知るほど訳がわからなくなるので見ないという人もたくさんいる。何が怖いのかという所を知れば怖くない。必要なものを使い、つかんでいくということを、今年度は家庭指導講座で2時間ぐらい話しをした。
- ・学びの低さが困窮の連鎖につながってしまうことから学習支援の活動も行っている。自治体では中学3年生向けの学習支援は行っているものの、そこまでの学習習慣や勉強への苦手感からその時点からはじめることは大変難しいと感じている。小学5年生から高校生までの非課税世帯などのこどもたちを幅広く募集して実際集まったのはひとり親家庭の子ばかりではあったが、現在は小学6年生から高校2年生まで8世帯10人のこどもが通ってくれてい

- る。場所は地域の老人施設を夕方や夜の空き時間を借りて行っている。
- ・食糧品、日用品支援も行っていて、交流会等で集まった時に皆さんに配るなどしている。ストックをして困っている世帯に届けるなどもしている。
  - ・8月と12月はいろいろな手当が入らないしお金もかかる時期なので、特に重点的な食料支援も行っている。
  - ・年越しパックは、タウンニュースに広報協力をいただいて、相当数の支援物品をいただくことができた。家庭で眠っている物品のほか、企業やフードバンクなどからもご提供いただき、大学生を含めたボランティアの方々とともに55世帯の方にお渡しすることができた。支援者の方からは「今年を行うのか。」といった電話や、高齢の方から「家を片付けて使わないものがあるから。」といった電話をいただくなど、ひとり親家庭に配るためというよりは家の中の片付けといった違う視点でも社会の役に立っていると感じている。
  - ・こども若者支援として、不登校のこどもの学びの場や交流会を続けているが、その場で話すだけではその先につながらずに何も解決しないことが多い。現在は、いろいろなホームスクールがあったり、居場所づくりが行われていて、そのこの架け橋になるような形でいろいろな団体や教職の方がこられて話をしてくれている。今年度は教育委員会の後援を得て実施することで多くの方に来てもらうことができた。
  - ・私自身も学びを深めていかないと、話しをしたり相談を受けられないと思い、様々な講座に参加するなどしながら知識をつけるようにしている。
  - ・ひとり親といっても、その時々に応じたステップがあって、一概にこういった支援があれば助かるとは言にくいという部分もある。まだ混乱している時期に自立に向けて頑張りすぎてしまうとその後倒れてしまうので、「今はそれほど無理しなくていいんだよ。」と伝えたり、各家庭の段階に応じた対応を心掛けている。
  - ・イベントや支援物品を配るときにアンケートをいただいている。ひとり親ゆえの困難や、こうだったらいいな、という声を多数いただいている。実際の声を参考にしながら、どのような事業や講演を行うべきかといった参考にもしている。
  - ・その中でも日常の生活で困っていること、学習面に関する声は多数いただいている。日常の生活に関しては、交流会で継続的に話しができるような伴走支援が一番効果的だと思っている。
  - ・困ったときに頼るための日常生活支援事業や、ファミリーサポートが充実してほしいというのが個人的な意見である。登録が大変だったり、マッチングしなかったりといった声も聞いているので、その点がスムーズになると一つ改善されるものと思う。

- ・ひとり親にとって、元配偶者との関係が生活に影響を及ぼす事例もある。面会交流が決まってから1週間何も食べられなくなったり、こどもが体調を崩したり荒れたりなど、半月以上生活が乱れてしまうこともある。
- ・現在、共同親権制度が議論されているが、離婚後もうまくいっている家庭であれば問題ないが、多くの事例があるということやこどもの声にも耳を傾けてほしいと考えている。
- ・養育費がもらえていない家庭は、話し合いすら困難という事例が多い。市の制度に助けられている家庭もあるし、団体のホームページで市の支援制度を周知しながら、会員や会に参加した方たち、友達などにも伝えてもらっている。
- ・2021年の全国協議会でも窓口のハラスメントや、なぜ相談しにくいかといった全国規模のアンケートが行われた。1,814人の回答から色々な意見が出ていて、児童扶養手当を申請するときに「本当にパートナーはいないのか。」と聞かれたり、大声で内容を読み上げるなど、他県ではそのような結果が出ていた。自身としても約20年前に児童扶養手当の手続きに行ったが、横須賀ではそのようなことは全くなく、会員からも相談しやすいといった声を聞いていて、とても丁寧に対応していただいていると思っている。
- ・ひとり親の支援などの包括的な視点で、横の連携やつながりなどがありワンストップで相談のできる体制があるとよいと思っている。高齢者が介護保険でケアマネージャーを付けて相談するといった仕組みがあるが、ひとり親家庭でも同じような仕組みがあるとよいと思っている。

#### 委員長

- ・今回の人権施策推進会議では、相談の体制と養育費の確保、就労支援の3つを議論する予定だが、これについての課題と、市の施策に対する評価などを聞かせていただきたい。
- ・支援団体内での相談体制について、どのようにメンバーを組織し、どういった方が相談対応をされているのか、市の相談とはどのような関係にあるのかも教えていただきたい。
- ・養育費について市に相談しやすいという話もあるが、それ以外の課題や必要な施策、就労支援や経済の問題について望む施策などを補足的にコメントいただきたい。

#### 関係者

- ・一番はワンストップの相談対応が理想だと思っている。
- ・窓口に来た時に、その人は何で困っているのか、その背景にどういったことがあるのか。担当課が違ったとしてもある程度整理してから別の担当課につないだり、あるいは一度に対応できる方が相談に入っただけなど、ある程度答えが出る相談体制が理想である。

- ・相談体制についても、その方が安心して相談のできる相談しやすいものであるとよい。相談に行ったはよいが行ってもしょうがなかったというようになってしまうと2度と行きたくなくなってしまう。
- ・団体での相談対応については、メール、公式ラインともに私が相談対応を行っている。そこから相談内容によって、学識の方、弁護士、ファイナンシャルプランナー、社労士、税理士、経済関係の方、こども給付課の窓口などへとつないでいる。相談の中で一番多いのが弁護士相談で、団体の顧問に弁護士がついてくれているので非常に助かっている。交流会にも立ち寄ってくれて青空相談のように相談を受けてくれている。一から相談しなおすと時間が無くなってしまうが、包括的に伴走的に見てくれているので相談者は時間も心も楽になっていると思う。
- ・養育費に関しては、行政が立替え払いをしてくれるといった制度を望んでいる。養育費の悩みはとても多い相談内容である。
- ・就労に関しては、ひとり親サポーター企業制度でひとり親家庭の雇用に取り組む企業へと就職につながる方もいるが、横須賀市だけではなく全国的にみても、ひとり親を雇っても期限が過ぎると冷たく対応されるということが起こっているようである。その制度自体を強く進めてほしいとは思っていない。就職につながった後にひとり親の方が働き方に困ってしまうといった事例もあったので、雇用後の待遇もしっかり見てからサポーター企業の登録を進めていただきたい。
- ・雇ってもらうためにどうするかとなると難しいが、私個人としては外側に答えを求めるのではなく自分の中に答えを見つけてほしいと思っていて、就職時にそこへ入りたいがために自分を変えるのではなく、自分が働きたい仕事を見つけていくことが長く気が楽に働ける場所が見つかると話している。「実際に大手アパレルで働いていたときよりも身近な企業に働きはじめてからのほうがよくしてもらっている。」などの話も聞くので、その方に合う就職先を柔軟に探していきたい。
- ・スキルを一つ付けただけではそれがすぐに就職につながるものでもないで、企業がバックアップをしている就職支援事業や講座を受けてもらいながら、その企業にインターンで期限付き就労をしてお互いに良ければ就職する形の就職支援事業を伝えている。

#### 委員長

- ・ありがとうございました。
- ・他に委員からご意見ご質問があればお願いしたい。

#### 委員

- ・離別した外国籍市民の方が増えているのではと感じている。
- ・そういった方にどのような手の差し伸べ方をしているのかを教えていただきたい。

#### 関係者

- ・今現在ものすごく問題を抱えているといった方はいないが、支援に関する問合せはコンスタントにきている。
- ・急ぐ内容でなければ、市の外国人相談の日を知らせたりしているが、急ぐときはそのことに詳しい弁護士に相談したりもしている。
- ・県内、県外でもあまり外国人との離婚に関する相談会などを行っているところはないので、ホームページから問合せをしてくることも多い。
- ・米海軍基地に所属の方であると法律や組織のことなどで困難なことも多い。詳しい方に直接話しをしてもらいながら、必要な場合には弁護士を紹介するといったことも行っている。

#### 委員長

- ・横須賀市への相談状況も教えていただきたい。

#### 説明者

- ・現在、国際結婚をされた方の離婚相談に関しては、弁護士相談の中で行っている。令和4年度には6の方が相談をされていて、極端に多いわけではないと認識している。
- ・離婚後にどういった生活なのか、フォローをどうしていくのかなど、市として特別なことをしているわけではない。

#### 委員

- ・特に課題は少ないといったことなのかもしれないが、当事者が外国籍の方の場合、意思疎通がうまく取れるのかといった問題もある。そういった点で行政として弁護士相談の中で十分フォローはできているのか。そのような時にどのようなフォローがされているのかを教えていただきたい。

#### 説明者

- ・相談者の多くは日本人である。だが、そのような声もあったことから、令和2年度に国際結婚で離婚をされた方に対する相談事業を始めたものである。
- ・アンケートやお話を伺っている中では不満や指摘などは届いておらず、現時点ではある程度対応ができているものと考えている。

#### 委員長

- ・外国人との関係は横須賀の一つの特徴だと思う。
- ・世間一般的な外国人との関係とは違い、横須賀の場合は米海軍基地と関係する相談が多いかを教えていただきたい。

#### 関係者

- ・今までの相談者の8割方は米海軍基地の関連の方である。
- ・離婚を機に横須賀へ帰ってきたという方もいる。
- ・外国籍の女性の方から相談を受ける時は、身振り手振りで意思疎通しながらの対応や相手が日本人の場合は、間に入って話をするなどの仲介を

することもある。

- ・外国語が通じなくて困るほどのことはないが、書類上英語の書面を交わさなくてはいけないときには専門の弁護士にお願いをしている。

説明者

- ・国籍等の集計をしていないため、市の相談状況をお答えすることができない。

委員長

- ・他にご意見ご質問があればお願いしたい。

委員

- ・元配偶者の再婚による養育費の減額という話をよく聞くが、当事者の方は養育費の減額のほかに、どのようなことに悩んでいるのかといったことを教えていただきたい。

関係者

- ・日々目の前のことに一生懸命な中で、新たな問題が起きることで混乱してしまう。メールで簡単に言われる方もいれば、いきなり申立て書類が送られてくる方もいる。
- ・再婚して生活が大変、仕事の給料が上がらないといったいろいろな理由があり、そのようなやり取りだけで憂鬱となり、解決の方法や誰に相談するかなどが悩みとなってしまう。
- ・弁護士に相談へ行けばよいのだが、時間も労力もお金もないといった相談が多い。

委員

- ・市の相談体制がワンストップであるとありがたいという意見について、全てをワンストップにすることは難しいかと思うが、せめてこのことはといったものがあれば教えていただきたい。

関係者

- ・はぐくみかん内、特に子育ての部分だけでもワンストップとなるとありがたい。
- ・例えば、貸付金の相談をする際に養育費をもらっていないなどの問題や様々な問題もはらんでいる。完全にそこで解決できる窓口というよりは、そういった感じで受け入れてもらえるか少し違うかと思っている。
- ・担当者の異動などの際、ある程度の引継ぎはされているものの相談内容を一から話さなくてはならなくなると残念に感じることもある。
- ・昼休みにしか電話できない方もいるので、そのあたりも対応していただいているありがたい。

委員長

- ・行政の体制の問題と、相談員の対応の問題と両方あるものと思っている。



- ・ 現在、市の体制としてはこども家庭支援センターと福祉こども部にわかれているが、体制だけではなく多岐にわたる問題を解決できるかといった相談の在り方が問題なのだと感じている。
- ・ 高齢者支援という地域包括支援センターやほっとかんのようなものがあるといいといったことかと思う。

#### 関係者

- ・ 一番の理想はケアマネージャー制度のようなもので、NPOのような事業所のスタッフがひとり親や困窮の家庭を支えていく制度が行政にあるというのが一番理想ではないかと考える。
- ・ 困りごとが経済的なことなのか、保育園に入れないといったことなのか、そもそもどこへ相談に行ったらよいのかなど、そういったところからハードルがあって、仕事を休んで行ってもたらい回しで時間が無くなってしまったということもある。

#### 委員

- ・ ひとり親の相談や困りごとを身近に感じていなかったので、養育費、就労、全てにおいて困難を抱えていることにあらためて驚きを感じている。
- ・ 個別事情にもよると思うが、どこから解決したらよいのかという部分を相談の中でどのように聞き取り、察しているのかを教えてください。

#### 関係者

- ・ 話をしているうちに問題や課題よりも先に解決しなければ相談窓口にいきつかないといった事例もある。
- ・ ここを解決してほしいという相談でも、全体像を聞く中でそこだけ解決をしてもまた同じような問題を繰り返してしまう。優先順位などの提案をするも最終的に決めるのは相談者なので、相談者の意見は尊重するよう心掛けている。

#### 委員

- ・ 一つ一つ解決しているということで、大変なことをされていてとてもありがたい。

#### 委員

- ・ こども食堂は市が支援をしているのか、意識のある方たちが自主的に活動をされ食べ物や資金を集めて提供しているのかといった部分を教えてください。

#### 関係者

- ・ こども食堂は様々あって、定義は決まっていない。
- ・ 共働きやひとり親で、夜一人でご飯を食べているこどもに「うちで食べなよ。」ということが始まりだと聞いている。
- ・ 市の委託や補助かはわからないが、協働事業として行っているところもある。

- ・現在、市内にこども食堂はいくつもあり、いろいろな形で広がっていて、孤独や孤立の緩和につながっている。
- ・飲食店の全国チェーンで「こども食堂へお弁当を寄付します。」といったこともあるが、こども食堂でないと支援がいただけない。フードパントリーでお届けもしているし、塾も行っている、お弁当をいただけたらこどもや親子にあげたいが、こども食堂でないといただけないといったことを不思議に感じている。
- ・食べるのに困っていない人が来るこども食堂があっても構わないし、話しがしたいから集まる場であっても構わないと思うが、本当に困っている方たちへの食支援は別にしてほしいというのが正直な意見である。
- ・実際、食に困っている方も多し、食べにいきたいけども仕事が終わらずに行けないといった方も多い。仕事を頑張っていて疲れてしまっている方、月に一度どこかへ行くということもできない方もいる。

#### 委員

- ・いろいろなものが錯綜しているということがわかった。

#### 委員

- ・家の余っているものを支援物品としていただいているといった話しがあつたが、どういったものがあるのか。

#### 関係者

- ・日用品でタオルや手ぬぐい、マスク、靴下、小さいタオルなどいろいろなものをいただいている。
- ・食料もレトルトなどの生ものでないものをいろいろといただいている。
- ・保管場所がないので普段は大々的な募集は行っていないが、年末は市のサポートセンターや社協でボランティアセンターの置き場所を貸してくれるので、年越しのために大きく募集もしている。

#### 委員

- ・こどもに関しても高齢者の地域包括支援センターのようなものがあればよいのではないかと感じている。
- ・養育費に関しては、事件を起こしてそれを機に離婚した方などもいて、収容されると養育費を支払うような話ではない状況となってしまう。
- ・地域包括支援センターのような専門家に解決の方法を一緒に考えていただけるような制度があつたらよいなと感じている。

#### 委員長

- ・ありがとうございました。
- ・それでは時間になったので、ヒアリングを終了とさせていただきます。

### (3) 事業評価シートについて

- ・事務局および子ども給付課より事業評価シートの説明を行った。

#### 委員長

- ・ありがとうございました。
- ・事業評価シートのとりまとめは次回第3回会議で行うこととなる。
- ・ただいまの説明で質問やご意見などがあればお願いしたい。

#### 委員

- ・母子・父子自立支援員について教えていただきたい。
- ・これはひとり親に対して包括支援をするようなポジションということか。
- ・支援団体からの意見にもあったような足りない部分については、支援員の人員が足りないからなのか。それとも権限の問題なのか。知識や経験の問題なのか。そこを教えていただきたい。

#### 説明者

- ・母子・父子自立支援員は現在3名で対応している。
- ・ワンストップという話があったが、全部を網羅することはできないまでも、いろいろな相談を受ける中で医療の関係や児童扶養手当、児童手当、自立支援の関係の費用など、ひとり親家庭等の支援のためのある程度集約した対応を担っている。
- ・子育ての関係とはまた違うので、包括的な相談対応まではいかないが、自立支援の中で、ご説明、ご相談、困りごとなどをきれいに整理して次につなげていくという対応を行っている。

#### 委員

- ・ありがとうございました。

#### 委員長

- ・連携というか、ワンストップというか。子ども給付課の所管に限らず当事者側の視点に立って、どれだけ対応できるかに関するご指摘ではないかと思う。
- ・この母子・父子自立支援員は子ども給付課の非常勤職員だが、子ども給付課の業務に関する相談だけに応じる位置づけではないということか。

#### 説明者

- ・相談内容もピンポイントな内容ばかりではないので、全体の話の聞いた中でファミリーサポートセンターの紹介や、保育園の手続きを勧めたり、総合的な対応をしている状況でもある。

#### 委員長

- ・この点は今十分できていないとまでは言うつもりはないが、より期待があるところだと思う。ここは指摘のところで記載すべき事項かと考えている。

- ・母子・父子自立支援員が知識向上や対応力アップのために研修に参加しているとのことだが、支援員の方はそれなりのバックグラウンドのある方を採用しているということか。

説明者

- ・採用については、特に資格などは限定していない。
- ・経験のある方もいればそうでない方もいる。
- ・経験の長い職員からいろいろと教わったり、県等で年に数回行われている自立支援員向け研修等に積極的に参加して知識を深めていくよう努めている。

委員

- ・日常生活支援員の派遣について、日数や条件が合わず実施に至っていないとあるが、日数や条件の緩和は考えられないのか。

説明者

- ・この制度は国の制度で、詳細は市で規定して運用している状況である。

委員長

- ・日数や条件が合わないとは具体的にどのようなことか。
- ・年10日以内だけでもそれ以上に来てほしいとか、それとも所得要件が合わないとか、どのような理由なのか。

説明者

- ・10日以内ということで、長期的にお子さんを預けたい場合にはファミリーサポートセンターを紹介したり、保育園を紹介したりなど、そういったところから類推して、日数の問題は大きいものと考えている。

委員長

- ・高齢者のホームヘルパーに比べると年10日というのは少ないと感じる。

関係者

- ・急な相談を受けて、横須賀市に相談をするよう勧めたがダメだったというケースを何度か聞いている。
- ・当団体では日常生活支援員の派遣の条件と関係なく動いている。土日であったり、金曜日の午後に連絡して今から手配がつかないからといってヘルプとして行くこともある。市と支援団体で連携ができるのであれば、もう少しお手伝いのできる事例があるのではと思っている。
- ・支援団体はある程度柔軟に対応できることが強みなので、急な入院や精神的に動けなくなってしまうなどで「今日来てほしい。」ということにも対応できるかもしれない。

委員長

- ・市役所では急な対応ができないこともあるかと思う。
- ・日常生活支援員の派遣に関して、市と支援団体との連携を検討できるようにお願いしたい。

## 委員

- ・ 養育費等に関する弁護士相談について、限られた時間で有意義な相談が受けられるよう申込みの際、電話で事前に必要な内容を確認しているという点は素晴らしい対応だと思っている。
- ・ 相談に入る前から必要な情報を把握した状態で始めることができるし、それが相談者の余裕にもつながっているので、今後も引き続き丁寧な聞き取りをしてほしい。
- ・ 他の法律相談でもここまで丁寧な聞き取りをしているところはないし、報告書を書く時間もあるので余裕をもって次の方を迎えることができる。
- ・ 養育費保証契約補助事業と強制執行について、「取り決めが行われなかったときに、その経済的な負担を軽減するための補助制度である。」との記載があるが、意味がわかりづらいので記載内容を検討していただきたい。
- ・ リーフレットの作成と配置場所について、「横須賀市弁護士会」という記述があるが、正式には「神奈川県弁護士会横須賀支部」という名称なので修正いただきたい。弁護士会横須賀支部は、横須賀市以外に、逗子市・葉山町・三浦市もその管轄範囲に入っている。
- ・ 保証契約費用の補助については、2020年に日弁連から注意喚起の文書が出ていて、業界では様々な問題点が指摘されている。
- ・ 家賃保証をしている会社などが続々と養育費保証サービス業界に参入してきていて、弁護士にも営業電話をしているなどの現状がある。
- ・ 貸金業の登録を受けていないのに債権回収と同じような行為を行うことは弁護士法73条違反に相当するのではないかという問題もある。
- ・ 調停調書などの債務名義がなければ保証契約を結べないという業者については、提携している弁護士が無料で公正証書の起案を行うといった手法をとっていると聞くことがあるが、非弁提携との関係で弁護士法72条違反ではないかと指摘されている。
- ・ 養育費保証サービスは一見すると良い事業に見えるが、先程述べた問題を抱える事業でもあるので、保証契約の補助に関しては慎重に検討する姿勢が必要だと考える。
- ・ 当職としては、国や市が養育費の立替払をするという制度の方が望ましいと感じている。市であれば、養育費の支払義務者の住所や勤務先もわかるはずなので、税金と同じように取立てすることも容易なのではないかと思う。他の自治体でも実施しているところがあるので、市として立替払制度の検討はこれまでしているのか。今後導入する予定はあるのかという部分を教えていただきたい。

## 委員長

- ・ まず保証契約補助事業や強制執行については、そのためあまり実績がな

い現状があるとはどういった意味なのかわからない。

- ・この部分の説明をもう一度お願いしたい。

説明者

- ・取り決めにされても支払われないケースがあり、その中からこの制度の申請に至る件数ということで対象が少ないということから書いた表現であった。
- ・表現方法がわかりづらく申し訳ない。

委員長

- ・保証契約自体があまり望ましくないという話もあったが、一つの問題なのかと思う。
- ・強制執行でその分を補助しますという話なのだから、もう少し制度を使ってもらえるように、何か考える必要があるのかもしれない。
- ・養育費の立替え事業はなかなか権利義務にかかわるところなので、自治体レベルでは対応しきれない部分もあるから普及しないのだと思う。
- ・他の自治体で行っているところもあるので、横須賀市の検討状況などを教えていただきたい。

説明者

- ・情報がないので、確認してから返答をさせていただきたい。

委員長

- ・人権施策推進会議としてもそれなりの覚悟を持って提案をする必要がある内容となる。横須賀市の検討状況を確認しないで提案することもできないので、引続き確認して検討したい。
- ・養育費等確保支援事業を含めたひとり親施策等についてのニーズ調査を今年度実施し、今後の取組みについて検討していきたいとあるが、次期こども未来プランのための前提調査か。
- ・どのようなことを考えているかを教えていただきたい。

説明者

- ・養育費等確保支援事業について、その総合的な視点から施策の評価や今後の展開、どういうことを望まれているのかといった部分を独自で調査するものである。
- ・今年度調査して今後の参考資料にしていきたいと思っているもので他の計画のために行うものではない。

委員長

- ・今年度ということだが、どのようなスケジュールで行うのか。

説明者

- ・現時点の予定では、12月にアンケート実施、年度中に集計し、令和6年度に集計結果を議論していきたいと考えている。

委員長

- ・調査項目やアンケート用紙はできているのか。

説明者

- ・まだ完成していないが案はできている。

委員長

- ・ぜひ、アンケート結果集計後の検証の中で、人権施策推進会議の意見も参考にしながら今後の取組みを検討していただきたい。
- ・事業評価シートの修正や追記についてだが、外国人への対応の記述を追記していただきたい。
- ・就労支援については、育児との両立が難しく非常勤で賃金が低いという問題はあるが、様々なマッチング事業が行われている。子育て支援等の関連施策との連携を深めていくことが必要だと感じている。

関係者

- ・支援団体で交流会事業を行っているが支援団体間の連携ができていない。
- ・どのような活動をしているのか、どのような効果があるのかといったところから学べるところもあるので、取組みのさらなる充実のために、交流会を実施している2団体の情報共有が深まるよう調整していただけるとありがたい。
- ・相談者から「市でひとり親の支援を行っていると思わなかった。」と言われることがある。はぐくみかん1階ではパンフレットやチラシを置いているが、1階の法律相談などのひとり親の方が手続きで回るところにも置いていただきたい。部署ごとの問題で目に触れる場所におくことは難しいのかもしれないが、可能な限り周知を行っていただきたい。

委員長

- ・当事者の視点でもあり、周知啓発の部分で意見としていきたいと考える。
- ・本日は時間が限られているため、意見の出せなかった内容があれば、事務局へお伝えいただくこととしたい。

事務局

- ・こども給付課から返答する事項等もあったので、それをしっかり書き直してから、委員にお配りしないと意見も言いづらいものと思う。
- ・その内容と合わせて意見をいただくということとさせていただきたい。

委員長

- ・それではこども給付課からのいくつかの返答とあわせて、委員からの意見をお出しいただくこととする。
- ・タイミングについては、次回の審議会までに間に合うようにまとめていくこととする。

### 3 報告事項

- ・事務局よりファミリーシップ制度について報告

### 4 その他

- ・事務局より次回日程等の事務連絡

### 5 閉 会